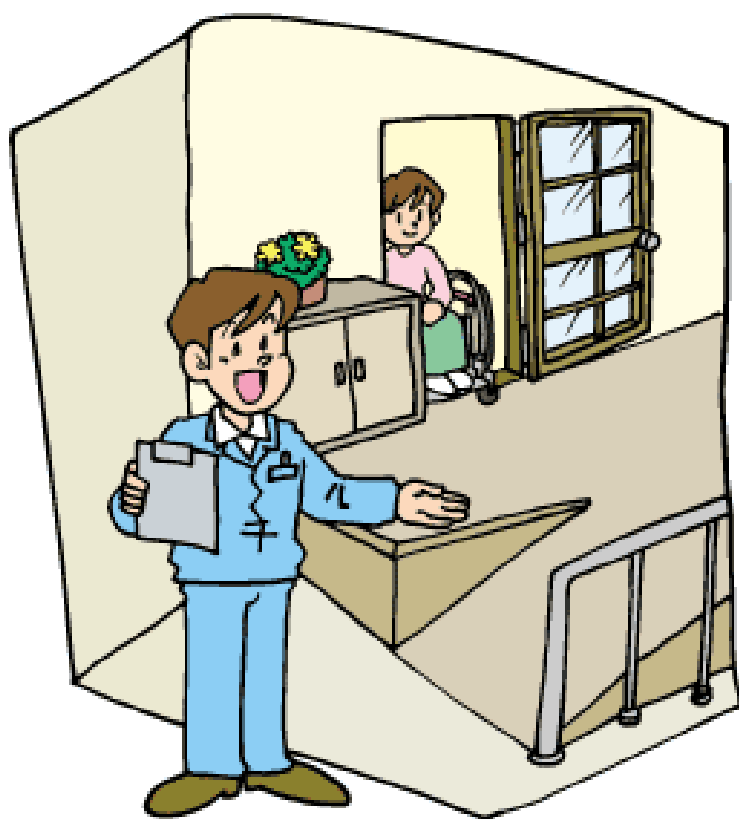


# 高齢者住宅改良助成事業 ご利用の手引き



伯耆町

介護を必要とする人が、住みなれた自宅で安全に生活できるように、介護保険の給付を超える大規模な改修をした場合、介護保険の給付を超える部分について町の住宅改修補助金を受けることができます。

### 1 高齢者住宅改良助成事業を利用できる人

介護保険の要介護認定で、要支援１・２もしくは要介護１～５のいずれかに認定された人で、市町村民税非課税世帯の方が対象となり、介護保険の給付を超える部分について町の住宅改良助成事業補助金を受けることができます。

### 2 改修できる住宅

介護保険被保険者証に記載された住所に所在する住宅です。

### 3 住宅改良助成事業の対象となる住宅改修の種類

|   | 改 修 種 別                         | 内 容                                                                                                                                                                            |
|---|---------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 手すりの取付け                         | 廊下、トイレ、浴室、玄関、玄関から道路までの通路などに、転倒防止や移動補助のために手すりを取り付ける工事です。                                                                                                                        |
| 2 | 段差の解消                           | 居室、廊下、トイレ、浴室、玄関などの各室間の段差や、玄関アプローチの段差を解消するために、敷居を低くしたりスロープを設置したり、浴室の床をかさ上げる工事です。                                                                                                |
| 3 | 滑りの防止、移動の円滑化などのための床または通路面の材料の変更 | 居室を畳敷きから床張り、ビニール系床材に変更する。浴室の床を滑りにくいものへ変更する。通路面を滑りにくい舗装材へ変更するなどの工事です。                                                                                                           |
| 4 | 引き戸などへの扉の取替え                    | 開き戸を引き戸や折り戸、アコーディオンカーテンなどに取り替える工事です。扉全体の取り替えのほか、ドアノブの変更や戸車の設置も含みます。                                                                                                            |
| 5 | 洋式便器などへの便器の取替え                  | 和式便器から洋式便器（暖房便座、洗浄機能付きも含む）へ取り替える工事です。                                                                                                                                          |
| 6 | その他１から５の改修に付帯して必要となる工事          | ①手すり取り付けのための下地の補強<br>②浴室の床の段差解消（床のかさ上げ）にともなう給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置<br>③床材の変更のための下地の補修や根太の補強<br>④扉の取り替えにともなう壁または柱の改修<br>⑤便器の取り替えにともなう給排水設備工事（水洗化工事を除く）や床材の変更 |

#### 4 住宅改良助成事業補助金の交付額

介護保険の給付を超える部分について最大80万円が補助対象基準額となり、そのうち3分の2が補助されます。

※原則として現在の住まいについて1回限りの交付となります。

例：改修費用が100万円るとき

(上限額) 100万円

|      |      |
|------|------|
| 20万円 | 80万円 |
|------|------|

介護保険

高齢者住宅改良助成事業

(給付・助成額) 71.3万円

|      |        |
|------|--------|
| 18万円 | 53.3万円 |
|------|--------|

介護保険

高齢者住宅改良助成事業

※自己負担額 28.7万円

#### 5 住宅改良助成事業補助金の申請の方法

① 要介護認定申請をし、要支援1・2もしくは要介護1～5の認定を受ける。



② 住宅改修について居宅介護支援事業所等のケアマネジャー等に相談する。  
(ケアマネジャー同席のうえ、工事業者とも相談してください。)



③ 事前申請する

工事着工前に住宅改修助成事業補助金交付申請書を役場の介護保険担当課へ提出してください。  
(※着工予定日の14日前までに提出してください。)

(提出書類)

○住宅改修助成事業補助金交付申請書

○工事費内訳書(出来るかぎり、工事箇所、内容、規模を明記し、材料費、施工費、諸経費等を区分してください。)

○工事内容の平面図(改修箇所に写真と同じ番号等を記入してください。玄関まわり等は進入路の位置を示してください。)

○改修前の状況が確認できる写真(スケールを当てて段差などが分かるように撮影してください。)  
※写真には日付を必ず入れてください。



④ 提出された書類等により、適当な改修かどうか確認し、審査終了後に書面により許可・不許可を通知します。



⑤ 補助金等交付決定通知書が届いてから工事着手 → 工事完成  
※工事着手後に着手届を提出してください。



⑥ 実績報告書の提出

工事完了後に実績報告書を役場の介護保険担当課へ提出してください。

(提出書類)

○補助事業等完了届(実績報告書)

○領収書(原則被保険者本人宛のもの ※本人以外の場合については、但し書きが必要)

記載例:「(被保険者名) 分にかかる住宅改修費用として」

○工事費内訳書(領収額に対応したもの)

○完成後の状態が確認できる写真(事前申請と同じ位置から撮影したもの)

※写真には日付を必ず入れてください。



⑦ 事前に提出された書類との整合性や適正な工事が行われたかどうかの確認し、補助金の額を確定させ、通知書を送付します。



⑧ 住宅改良助成事業補助金の請求書を提出します。

## 《申請・問い合わせ先》

伯耆町健康対策課生活相談室

TEL 0859-68-5535

FAX 0859-68-3866

Eメール [sougouseikatsu@houki-town.jp](mailto:sougouseikatsu@houki-town.jp)

## 住宅改修写真撮影例



※ 同じ場所から撮影するようにしてください。

※ 日付は必ず入れてください。

※ 段差解消工事の場合は段差の高さがわかるようにスケールをあてて撮影してください。